

4-4. 圧縮水素ガスを燃料とする自動車に関する基準 (UN-R134)

- 適用範囲
 - 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が3.5 t 以下の自動車を除く。)
- 改正概要
 - 圧縮水素ガスを燃料とする自動車に対する安全対策として、国連の「水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則(第134号)」の改訂が、令和3年6月の国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
 - 圧縮水素ガスを燃料とする自動車には、その識別のために、下図に規定するラベルを貼付するものとする。また、ラベルを貼付する箇所は、少なくとも自動車の前部とともに左側面および右側面に配置するものとし、側面については、フロントドアがあればその近くとする。



図 規定ラベル
(高さ8 cm 以上、幅11cm 以上)

- 改正時期(予定)
令和4年1月初旬
- 適用時期(予定)
新 型 車 : 令和4年9月
継 続 生 産 車 : 令和6年9月